

2024年4月25日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

扶養認定に関する追加書類及び手続の整理について

健康保険の被扶養者になるには、法律で定められた親族の範囲・生計維持関係・収入・国内居住など一定の条件を満たし、被扶養者としての資格が認定される必要があります。

石原健保組合では、扶養資格の確認のために公的な証明書類の提出を求めています。書類の不足により認定が遅延するケースがあります。

扶養認定に関連する証明書は、被扶養者として申請する方の年齢や収入など要件によって異なります。このため、被保険者の方や各地労務担当者からの問い合わせも頻繁に発生しています。

こうした理由から、扶養認定となる基準、必要な証明書類の一覧を改めて作成・整理しました。被保険者のご家族を被扶養者として申請をする際は、認定基準並びに確認書をご覧ください。必要書類の提出をお願いします。

なお、令和6年5月以降は「健康保険被保険者被扶養者届」と新たに「健康保険被扶養者認定確認書」の提出をお願いします。

(必要書類は「健康保険被扶養者認定確認書」に記載していますのでご確認ください。)

【扶養認定基準】

・健康保険法で定められた親族の範囲であること。

＊申請対象者に優先扶養義務者がいる場合は、その優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者とその家族を扶養せざるを得ない理由があることの証明が必要です。

・収入の基準を満たし、主として被保険者により生計を維持されていること。

＊被保険者は申請対象者を継続的に養う経済的扶養能力があること。

・日本国内に住所を有すること

生計維持について

① 健康保険の被扶養者に該当する方は通常、配偶者・16歳未満の子供・60歳以上の

家族です。16歳（義務教育終了後）以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには書類の提出により就労できない状態にあることを証明し、被保険者が扶養しなければならない状態にあることを立証することが必要です。（石原健保では18歳以上証明書が必要です）

② 収入基準について

- ・ 60 歳未満 年間収入 130 万円（月額 108,334 円）未満
- ・ 60 歳以上 年間収入 180 万円（月額 150,000 円）未満
- ・ 事業収入など（自家営業に基づく収入）

自営業者とは、生活をするために自分で事業を営営することを選択した者であり、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者となり原則として国民健康保険への加入となります。しかし被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認した上で、被扶養者として認定される場合があります。被扶養者として申請する場合、「所得証明書」等の公的証明書に加え、『確定申告書・収支内訳書（損益計算書）の写しをご提出ください。

***総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額にて判断いたします。（税法上で認められる経費とは異なります。）**

・ 公的年金収入

「遺族年金」「障がい者年金」など課税されない年金については、「所得証明書」では把握できませんので、これに加え「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」の写しをご提出ください。

・ 夫婦共同扶養の場合の収入判定について

子女のみ被扶養者に申請される場合、原則夫婦間の収入の多い方の扶養となります。配偶者が石原健保に加入されない場合、夫婦間の収入の比較を行い、扶養を判断しますので、配偶者の収入を証明できる書類を提出ください。

健保組合への手続きは、事由発生日より 5 日以内の申請が必要です。（事業主経由）

※任意継続被保険者の方は、当健康保険組合に直接申請してください。

扶養認定日につきましては、事由発生日より 1 ケ月以内に健保組合が受付けた場合は事由発生日まで遡って認定しますが、1 ケ月を超えた場合は健保組合受付月にて認定します。（出生申請は出生日まで遡ります）

被扶養者に認定された場合も、毎年一定の期間を定め、認定基準を満たしているかを調査するよう健保法で定められています。実施時には証明書の添付が必要となりますのでご協力よろしくお願いします。

石原健保ホームページ → こんなときは？ → 新たに被扶養者にしたいとき
をご参照願います。

不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。